



千葉労働動向

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

96'5.13 No. 4394

地労委「拘束力ある」が? 命令は、守法(法律)ではない

命令を履行せよ!

五月八日、千葉支社において、「九〇・三線り上げスト支配介入事件」地労委勝利命令の履行を求めた団交が開催された。動労千葉は、同事件の勝利命令が出された翌日の四月一七日、直ちに申し入れを發出したが、千葉支社は、日程調整中等の理由で団交開催まで二〇日間も費やした。しかし、団交に団交委員で出席したのは、勤務課、人事課のたったの二名であり、日程調整に手間取ることは、ありえないことである。まさにこの態度のなかに団交の形骸化・無視の姿がありありと映っている。また、回答内容も地労委命令は、「不当労働行為であると謝った判断をしており、到底承服できない。」地労委命令は、「事実を誤認し、法令の解釈を誤っているなど、会社は到底承服できない」との回答を繰り返すばかりであり、きわめつけは、「地労委命令は法的に拘束力がある。」しかし、「地労委命令を守らなくても違法とはいえない。」などと支離めつ裂な回答をするなど、到底承服できない内容であった。

まさに、この回答の支離めつ裂さの中に、「地労委命令を履行しない理由などどうでもいい、地労委命令は法的には拘束力があっても、罰金や禁固の罰則規定がないから守らなくてもいい」という法を法とも思わないJ Rの違法性、危機感が丸出しになっている。

われわれは、この違法企業J Rを断じて許すことなく、地労委命令でも明らかにした「九〇・三線り上げスト」に関する一四一名の組合員に対する不当処分撤回、正当なストに対する「不参」「否認」の勤務取扱いの撤回、ストライキへの妨害の中止、同ストへの不当な損害賠償裁判の取り下げを求め、さらに闘いを強化しなければならぬ。

同じ回答の繰り返しに終始!

地労委命令が発出されたことについて、支社はどう受けとめているのか? 当 今回の地労委命令は、事実を誤認し、法令の解釈を誤つ

ているので、会社としては承服できない。従って中労委に再審査の申し立てを行った。組 手続きとして、会社が命令に不服だったら中労委に再審査を申し立てることは法的には、当たり前なこと、それを否定しているのではない。当 千葉地労委は、誤った判断をした。従って中労委へ上げた。

組 会社が再審査を申し立てたことをとやかく言っているのではない。労組法があり、それに基づき、労働委員会規則がある。法律に基づいて、行政機関が命令を出した。これを守らないことは、違法行為ではないのか?

当 地労委命令は、判断を誤っている。到底承服できない。組 会社の見解ではなく、地労委命令は、法律として履行し

なくていいのか。当 判断を誤っているので中労委へ申し立てた。組 手続きとして中労委へ上げることとやかく言っているのではない。しかし、不服であっても地労委命令を履行する。履行した上で中労委で再審査を行う。これが、法律である。いくら「不服でも地労委命令を履行しないことは、違法行為ではないのか。」と聞いているんだ。では聞き直すが、地労委命令は法的に拘束力はないのか?

当 (勤務課) 法的には、拘束力があります。組 では、拘束力のある地労委命令は守らないのは、違法行為ではないのか? 当 (人事課) 違法行為とまでは言えません。組 言っていることがムチャクチャだ。

組 会社は再審査を申し立てたことをとやかく言っているのではない。労組法があり、それに基づき、労働委員会規則がある。法律に基づいて、行政機関が命令を出した。これを守らないことは、違法行為ではないのか?

五・二五狭山中央総決起集会

日時 五月二五日(土) 十三時

場所 八丁堀「労働スクエア」東京(旧勤労福祉会館) 東京駅から徒歩十分

集合 千葉駅七番線十一時三九分快速最後部

五・二六三里塚全国住民交流集会

日時 五月二六日(日) 十四時

場所 東京・両国公会堂

集合 両国駅西口改札前 十三時三〇分

千葉駅四番線十二時四九分快速最後部

各支部とも全力動員で結集しよう!